

本資料は、公募の基本事項を記載しており、実際の募集要項の内容と異なる場合があります。

## 学校跡地活用事業の公募について

### 1. 募集と選考について

募集については、期間を定め、公募により募集します(市ウェブサイト等に掲載)。なお、随時募集は行っておりません。

事業者の選考は、公募型プロポーザル方式とし、書類審査(一次審査)とプレゼンテーション審査(二次審査)を実施し、最も優れた優先交渉権者を選定します。

### 2. 利活用事業提案の諸条件

#### (1) 参加資格

本事業提案のプロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- ①法人格を有する単体の事業者又は複数の事業者によって構成されるグループであること。又は、本事業の実施にあたり法人格を取得する予定の団体であること。
- ②提案施設の設計・建設及び契約期間中に継続して管理運営ができる資金力と経営能力を有する者であること。
- ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者であること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本事業提案の募集開始前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者。
  - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者。
- ④香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成18年告示第113号)の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤香取市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。
- ⑥国税及び地方税を滞納していない者であること。

#### (2) 提案事業に求める事項

- ①応募者が、施設の改修計画を立て、整備・維持管理し、事業を運営する提案であること。なお、施設の改修・運営にあたっては、建築基準法、消防法等の関係法令、

条例等を遵守すること。

- ②現存する校舎や屋内運動場等を活用した提案であること。
- ③事業の継続性が高いこと。
- ④地域産業の振興や雇用促進、その他住民サービスの向上等、地域活性化に寄与する事業であること。
- ⑤騒音や振動等、公害及び公害に準じた実態などにより周辺環境等に悪影響を及ぼさない事業であること。
- ⑥地域貢献に対する考え方を提案すること。
- ⑦地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成に努めること。
- ⑧災害時の避難場所（校庭）・避難所（屋内運動場）や選挙時の投票所（屋内運動場）として指定されている施設については、災害用備蓄品・選挙用物品の保管スペースの確保等を踏まえ、開放が可能な事業提案であること。

### （３）貸付条件

主な貸付条件は以下のとおりです。建物部分に係る貸付料は無償としますが、建物に係る修繕・維持管理に要する費用は事業者負担となります。土地に係る貸付料は有償となります。

#### ①貸付方法

校舎、屋内運動場等の建物及び土地については、原則、一括貸付けとします。ただし、校舎のみ、屋内運動場のみといった部分貸付けを希望される場合は、その旨を提案内容に記載してください。

#### ②契約期間

契約期間は、原則、10年とします。また、市及び事業者のいずれからの特段の申し出がない場合は、契約を更新することができるものとします。

#### ③貸付料

建物部分に係る貸付料は、事業者の負担により施設の改修等を行うことを前提として、無償による貸付けを想定しています。

土地に係る貸付料については、有償とし、市が提示する基準額を最低価格として、事業者が提案する価格を基に契約締結時において協議を行うこととします。

#### ④引渡しの状況

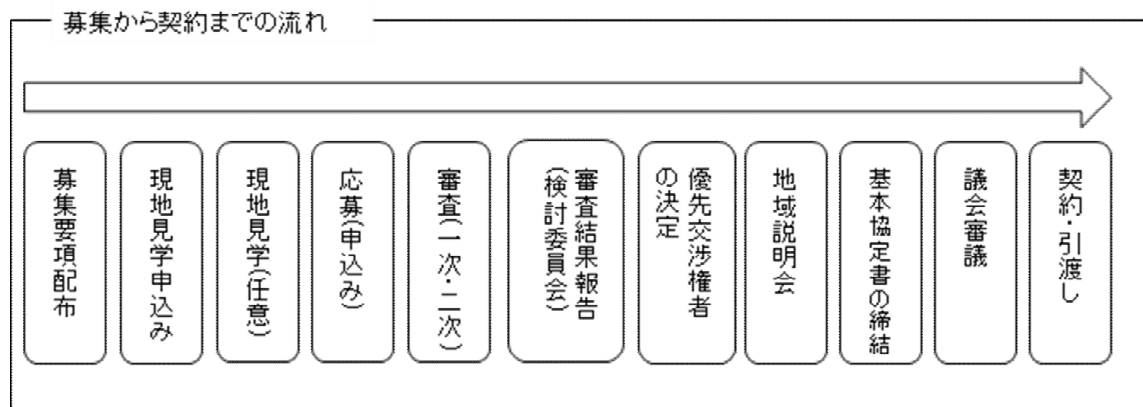
引渡しは、現状有姿で引渡しとなります。

#### ⑤貸付契約において、事業者が負担する費用

- ・契約に要する費用
- ・施設の修繕、改修等に要する費用
- ・光熱水費及び施設の維持管理等に要する費用

- ・敷地内の樹木等の維持管理に要する費用
- ・その他、施設の利活用に必要となる費用

### 3. 募集から契約までの流れ



#### ①募集から応募

- ・募集開始しましたら、公募要項をご確認いただき、必要書類を作成し応募ください。

#### ②審査(一次、二次)

##### 【一次審査】

- ・一次審査は書類審査とし、提案内容及び参加資格等について、募集要項に記載された条件に適合しているか書類審査を行います。

##### 【二次審査】

- ・一次審査を通過した事業者の提案について、プレゼンテーション審査を行います。
- ・提案者のプレゼンテーションについて、各審査委員が点数評価したものを合計し、最も合計点が高い者を優先交渉権者とし、二番目に高い者を次点交渉権者とします。
- ・評価得点が配点合計の6割に満たない場合は、優先交渉権者を選定しません。

#### ③地域説明会

- ・優先交渉権者は、後日、提案事業の内容等について地域への説明会を開催することとし、地域の意見等を十分に聴取したうえで可能な限り事業計画への反映に努めてください。なお、提案内容について、地域の理解が得られない場合は、貸付けをしないこととします。

#### ④議会審査、契約、引渡し

- ・市は、優先交渉権者と事業内容などの詳細や施設等の引渡時期、契約に関する事項等について、基本協定に基づき協議を行い、双方の合意後に土地・建物の貸付契約を締結するものとします。ただし、契約締結にあたり、地方自治法及び香取市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定により、市議会の議決を要する場合において、市議会の議決を得られない場合は、契約を締結しません。